

法学分野の参照基準の作成に関する基本方針

法学分野における基本方針を作成するに際しては、以下のような基本方針に基づいている。

1. 今日の大学における法学教育の現状

今日のわが国の大学における学部段階での専門教育は、いわゆる少子化に伴い、大学に入学をすることを希望する者はほぼ全員がいずれかの大学に入学をすることができている状況（大学全入時代）になっており、それに伴っていわゆる「大学の大量化」の現象が生じている。このような大学をめぐる急激な社会的変化は、必然的に大学教育の内容自体にも大きく影響を与えている。そこでは、伝統的な大学像や教育方法にも大きな変動を伴うとともに社会の大学教育自体に対する需要もまた大きく変化している。

このような大学を取り巻く一般的な状況は当然に、学部段階での法学の専門教育にも大きな影響を及ぼしている。その結果、今日では各大学における法学の専門教育の内容が極めて多様化している。このような現象の背景には、一つには、法学部に入学する者の質の多様化が進行した結果、学生の自覚的・自律的な学習を基本とする大学における伝統的な法学教育内容の見直しが必要となったこと、また大学における法学教育に対する需要が変化し、必ずしもその多くが高度の学問的知識の習得を期待しなくなったこと、あるいは期待し得なくなっていることが挙げられる。そこで、法学教育の質保障のための基準案の作成についてもこのような現状を無視して抽象的一律の議論は適切ではなく、このような現実に向き合いその問題点の改善に資する方策が必要であると考えられる。

さらに、大学における法学教育については独自の問題があることを十分に考慮すべきである。これらには、そもそも法学自体が持つ学問的特殊性とそれに伴う法学教育一般の特殊性のほか、わが国における大学学部段階での法学教育の特殊性が考慮されなければならない。わが国独自の問題としては、伝統的にわが国の学部段階での法学専門教育の目的は法曹養成といった狭義の職業教育を目的としなかったことのほか、最近では法科大学院制度が導入されたことにより、学部段階における法学の専門教育のあり方について混乱が生じていることがあり、この点を見据えた上で学部段階での法学の専門教育の意義とその方向性が検討されなければならない。

法科大学院問題については、日本学術会議はすでに、平成17年に、報告書『法科大学院問題と法学の教育と研究』を作成・発表した。そこでは、法科大学院の創設に伴い

当然に問題とされるはずの、既存の法学部教育と法学の大学院教育の問題が必ずしも十分には検討されないままに、法科大学院制度が発足したことの問題点を明らかにしている。特に「司法制度改革審議会の最終意見」では極めて簡単に「法学教育の将来像」についての指摘はあるが、極めて不十分である。学部での法学教育については、その審議の中心が法科大学院自体にあったためか、それとの関連での学部段階での法学教育のあり方についての実質的位置づけはなされておらず、むしろ極めて消極的な観点からの検討に終始し、より踏み込んだ位置づけは先送りされたに過ぎない。同報告書は、そのために、学部における法学の専門教育のあり方や実際については、様々な混乱が生じていることを明らかにし、緊急にこの問題を十分に検討する必要があることを提言し、またその際の方向がしめている。このような問題は現在に至るまで全く改善されていない。今回、法学部における専門教育の内容とその質を考えるにあたっては、このようなわが国独自の問題について、特に法学部における法学の専門教育と法科大学院における特殊な法実務家としての「法曹養成」との関係をも視野にいれつつ、学部における法学の専門教育の意義とその広がりとを、積極的に位置づけることが必要である。

2. 法学教育への要請の多様化と法学教育の中核となるべき事項

わが国の法学教育は、従来から狭い意味での法律専門職としての「法曹」を養成することを主目的としてはおらず、より一般的な観点からの法的素養を有する管理者的人材の養成が目的とされてきた。大学の大衆化は、社会が期待する法学教育については、もはやこのような管理者的人材のみが要請されている訳ではなくなっているが、それが全く消失したわけでもない。大学教育に対する一般的な要請が極めて多様化したなかでの法学教育を再構築するためには、やや逆説的ではあるが、どのような目的で法学教育を行うのかを各大学で明確にすることが必要である。その際、このような目的の多様性にもかかわらず、なおその多彩な法学教育の中核となっている事項が存在することを自覚したうえで目的設定と具体的な教育方法とを明らかにする必要がある。その際、中核となる教授内容は、やはり様々な実定法を中心とした伝統的科目であることに違いはない。これらを十分に学習することによって初めて、法というものの実体に触れることができるからである。しかし、法に関する教育では、単にこれらの実定法の各分野の学習だけでは不十分であり、これに加えて基礎法その他の関連する分野の教育が持つ意義は十分に考慮されなければならない。法学専門教育の要請が多様化しているとはいえ、それらの教育を全く度外視して法学教育を行うことはできないであろう。また、これらの

実定法各分野及び基礎的分野の教育における教育内容については、個別の法知識の習得のみを重視すべきでないことも十分に考慮されなければならない。法学に関連した法の専門知識は極めて多様多彩であり、また中途半端な法知識のみの習得が極めて有害であることの自覚も極めて重要である。法に関する実務的な専門教育は、法科大学院だけではなくその他においても別に予定されており、法学部における法の専門教育はこれらを前提としつつ、なおより一般的に、法学の専門教育を受けた市民を社会に送り出すことの積極的意義が明らかにされなければならない。

3. 法学を学んだ者に求められる基本的素養

大学での法学教育を受けた者に期待される基本的な素養としては、特定の個別の法知識ではない。法学教育に必要な最も基本的な事項は、むしろ法学教育を通して培われる「規範的判断能力」、「集団におけるマネジメント能力」等であり、学部における法学教育での各分野での教育も、最終的にはこのような能力の涵養が目的であるといえる。個別的な法的知識の基本は習得が必要ではあるが、そのみが目的とされてはならない。これらの個別の法知識の獲得のみを学習の主要な目的とすることは、最も基本的な目標を見誤る可能性がないとはいえないからである。個別の具体的な法知識や法技術は、大学卒業後の法律に関する専門職の教育などでその職業に応じた者が獲得されるべきであり、大学の専門教育では、そこで獲得することのできないより基本的能力の開発・習得が目指されるべきである。現実にも、法学部卒業生に対して社会から求められている基本的素養は、個々の法知識の断片ではなく、より一般的基本的能力の習得であると思われる。

4. 学部における法学教育を行う教師の養成

従来、わが国において学部における法学専門教育に携わる法学教師が有すべき基本的素養等について、正面から論じられたことはなかったといってよい。これは、おそらく他の専門分野でも同様であろう。従来、大学における教育の担い手は、原則として一面で研究者であるとともに他面では各分野の教育の教師としての役割を担ってきた。これらの教育においては、直接・間接に各教師が研究者として専門とする領域を中心に、それぞれの関連領域について、学部における教育を行うことが当然の前提とされてきた。このような、研究と教育の密接な関連性は、伝統的・古典的な大学像に支えられて自明のこととされてきたといえる。しかし、すでに他方では、研究と教育の両立がかなり困難となってきたことも事実である。それは、一方で、学問の専門化・細分化が進み、すでに各研究者が携わっている学問の専門領域を、学部段階の学生にわかりやすく教授することが困難になっていることが挙げられる。他方では、学部における学生の理解度が、以前に比べて相当に落ちており、高度に専門的な講義が理解し得なくなっていることを直視すべきである。

このような、学部教育の現況を考慮すると、学部における専門的法学教育を従来そのままで続けることはできず、何らかの改善が必要である。

問題は、各学問領域の専門化の進行と、これらについての鳥瞰的説明能力を有する教師の養成の問題を検討する必要がある。法学教師の有すべき素質に関しては、すでに、法科大学院制度の導入に伴って、法学の学問的な研究・教育能力とともに、その実務的な取り扱いに関する能力が必要であり、これらを既存の大学院教育で養成しうるのが問題とされている。しかし、それだけではなく、学部教育においても、その一般的な需要の広がりとともに、自己の専門的研究領域だけではなく、より広い視野と知識を持って、法学を学習する学部学生に適切に教育を行うことができる教師を養成する方策を検討することが求められる。これらに関する現状打破の方策がなければ、様々な学部教育の改善の試みもその実現は極めて困難であろう。

4. 参照基準作成の基本方針

以上のような基本的な問題を前提とするならば、予定される「参照基準」の策定においては、学部における法学専門教育において学習すべき「一定の知識の最低基準」を示すという方策では現状の解決にはなり得ないという点では、基本的な意見の相違は存在しない。わが国の大学の学部段階における法学教育の需要が極めて多様化しており、また法学を履修する学生に必要とされる素養などを考慮すれば、それは学部における法学教育の実態に則さず、適切ではない。各大学が示すべき法学教育の目的が各大学でかなり異なることから、大学における法学教育の目的自体も様々であることを承認した上で、各大学の自主的な教育目的の設定を尊重しつつ、それを促進し有効な形で実現することができるスキームの開発に資するものとするのが重要である。このような法学教育の多様化は、それぞれの大学が受け入れている学生の法学教育に対する需要、その卒業後の進路などと極めて密接な関係があり、すでに各大学で現実に行われている法学教育についての試みも、これらの点が考慮・反映されているともいえるおり、各大学でのこのような努力を一律に無視すべきではない。むしろ各大学が、法学教育に必要な基本事項を考慮し、それらを明確にし、それを基本とした上で、具体的に独自の法学教育の目標を明示し、その達成のための教育方法を明示し、常にその達成度を検証し、必要に応じて改革することが必要である。したがって、指針の策定に際してもそのような不断の検証を促すために役立つ資料・指針を工夫し提供することを主要な目的とする必要がある。